

第7回熊取町公共交通会議（書面）

次 第

1. 案 件

（1）熊取町公共交通協議会（法定協議会）の設置について

（その他）熊取町AIオンデマンド交通実証実験について

熊取町公共交通会議設置要綱

制定令和3年5月14日

(目的)

第1条 熊取町公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民又は利用者を代表する者
- (3) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (4) 公共交通事業者の組織する団体が指名する者
- (5) 町議会議員
- (6) 大阪府泉佐野警察署長又はその指名する者
- (7) その他町長の指名する者

2 前項に掲げる委員は、代理人を出席させることができる。ただし、学識経験を有する者として委員を委嘱されている者は除く。

3 委員のうち行政機関の職員及び団体から指名された者の任期については、その職にある期間とする。

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、前条第1項第1号委員をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 交通会議の会議は原則として公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(意見の聴取)

- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 交通会議の庶務は、熊取町都市整備部道路公園課において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(第3条関係)

熊取町公共交通会議委員名簿

役 職	所属・役名	氏 名	備 考	区 分
会長	日本交通学会会員 都市文化地域経済研究学堂事務局長 博士(経済学) 熊取町まちづくりアドバイザー	井上 馨 イノウエ カオル		学識経験を有する者 (第1号)
副会長	熊取町自治会連合会会長	古井 与一 フルイ ヨイチ	大久保区長	住民又は利用者 (第2号)
委員	熊取町長生会連合会会長	松浪 敏 マツナミ サシ		
委員	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局 (輸送部門) 首席運輸企画専門官	酒井 敏一 サカイ トシカズ		運輸支局長 又はその指名する者 (第3号)
委員	南海ウイングバス株式会社 取締役営業部長	讃井 聡 サナイ サシ		公共交通事業者の組織する団体が 指名する者 (第4号)
委員	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 地域交通委員長	芝辻 徹 シバツジ トオル	大阪第一交通(株) 代表取締役社長 【町内乗入業者】 新泉陽タクシー 新大阪タクシー 大阪第一交通	
委員	熊取町議会副議長	河合 弘樹 カワイ ヒロキ		町議会議員 (第5号)
委員	熊取町議会議員 (事業厚生常任委員会委員長)	渡辺 豊子 ワタベ トヨコ		
委員	大阪府泉佐野警察署 交通課長	中村 俊夫 ナカムラ トシオ		警察署長又はその指名する者 (第6号)

(案件1)

熊取町公共交通協議会（法定協議会）の設置について

1. 熊取町公共交通協議会（法定協議会）の位置付け

当初、12月議会において附属機関条例改正の上、附属機関として法定協議会（地域公共交通活性化再生法）を設置する予定でしたが、先進団体を調査の上、関係機関と協議したところ、附属機関には該当せず任意団体として設置すべきものであると判明したため、地域公共交通活性化再生法に基づく任意団体として設置します。

2. 熊取町公共交通協議会（法定協議会）委員 … 現行委員9名 → 20名（想定）

熊取町公共交通会議（現行会議）委員の皆様には基本的に法定協議会の委員となっていただいた上で、法令上定められた委員を加え、法定協議会を組織したいと考えてございますので、引き続きよろしくお願いたします。

3. 第8回熊取町公共交通会議（現行会議）の予定案件 ※令和5年1月18日開催予定

- ・熊取町公共交通協議会（法定協議会）の規約案
- ・公共交通ワークショップの結果報告
- ・AI オンデマンド交通実証実験の結果報告 など

※第1回熊取町公共交通協議会（法定協議会）については令和5年3月中旬に開催予定

4. 今後のスケジュール

R4年度	11月			12月			1月			2月			3月			4月(R5年度)		
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬
【法定化】 熊取町 公共交通会議 (現行会議) ↓ 熊取町 公共交通協議会 (法定協議会)	第7回現行会議※書面会議●									●第8回現行会議 ※1/18予定								
	(法定化等予定報告、実証実験速報結果報告)						(法定協議会規約案、ワークショップ・実証実験結果報告)											
	実証実験																	
	ワークショップ実施(3回)																	
																●第1回法定協議会		

- ・経過説明 ・役員の選出 ・計画策定の予定
- ・協議会諸規程制定（事務局規程、財務規程、傍聴規程）
- ・国庫補助申請などを想定

(その他案件)

熊取町 AI オンデマンド交通実証実験について

1. 実証実験結果（速報）について

- 実施期間 令和4年9月15日（木）～11月14日（月） 58日間
- 運行回数 165回（予約数）
- 利用者数 のべ205名
- アンケート回収部数 64部

※詳細の結果、アンケート結果については集計・分析の上、第8回会議にて報告予定